

飛島村建築物における木材の利用の促進に関する方針

第1 趣旨

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号、以下「法」という。）」第12条第1項の規定に基づき、愛知県方針（令和4年4月1日公表）に即して、飛島村内における建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、公共建築物における木材の利用に関する目標等を定めるものである。

第2 目的

飛島村内の公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における木材の利用を促進していくことで、木のもたらす安らぎとぬくもりのある快適な生活空間を形成するとともに、地域の経済の活性化、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現等に資することを目的とする。

第3 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造・木質化の促進

愛知県、飛島村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、その他事業者及び村民が一体となって、県産木材をはじめとする木材の利用が飛島村内全域に広がることを目指し、公共建築物のみならず、民間建築物においても木造・木質化を促進する。

2 木材の有効利用

間伐材等のうち特に低質なものや製材加工の過程で発生する端材、住宅材料、家具等の廃棄物をチップ化することにより、再びパーティクルボードなどの製品や紙パルプの原料として使用したり、ペレットなどに加工して最終的に燃料として利用するなど、別の用途に再利用するカスケード（多段階）利用を促進する。

3 木材利用の普及啓発

木材の利用について広く村民の関心と理解を深めるため、木材利用促進の日（10月8日）及び木材利用促進月間（10月）を中心に、木材利用の意義やその効果について積極的に村民へ普及啓発を行う。

4 建築物木材利用促進協定制度の活用

（1）建築物木材利用促進協定制度の周知

建築物における木材利用の取組が進展するよう、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の積極的な周知に努める。

（2）建築物木材利用促進協定の締結

事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、本方針に照らして適当なものであるかを確認のうえ、締結する。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等を公表する。

さらに、協定の取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組状況を情報発信する。

第4 公共建築物における木材の利用に関する目標

計画時点においてコストや技術、機能等の観点から木造化が困難であるもの、木造化になじまないものを除き、原則として全て木造化を図る。木造化が困難であるものについては、木造と非木造の混構造の採用も積極的に検討する。

また、村民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進する。

さらに、村が使用する備品及び消耗品については、木材を原材料として使用したものの利用に努めるほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

なお、使用する木材は原則として国産木材とし、木材の輸送に係る二酸化炭素の排出量が削減されるよう消費地からできる限り近接した地域の森林において生産された木材の優先利用に努める。尚且つ県産木材が利用できる場合は、優先的に県産木材を利用する。

第5 その他木材の利用の促進に関する必要な事項

1 愛知県・関係団体等との連携

飛島村以外の者が整備する建築物においても積極的に木材が利用されるよう、愛知県や林業・木材産業団体、建築関係団体及び大学等と連携し、木材の利用の促進を幅広く呼びかける。

2 建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用するなどの設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図る。

また、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮するなど、総合的に判断したうえで、木材の利用に努める。

さらに、備品や消耗品の調達においても、購入コストの他に、木材の利用の意義や効果を含めて総合的に判断する。

3 木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

木材の利用に関して、飛島村内関係部局等の認識を深めるとともに、木材利用促進の方途について有効かつ適切な方策を協議する。

附 則

この方針は、令和5年3月31日から適用する。